

令和3年第7回広尾町議会臨時会 第1号

令和3年11月29日（月曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
- 5 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
- 6 議案第74号 令和3年度広尾町一般会計補正予算（第11号）について

○出席議員（13名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
5番 北藤 利通	6番 志村 國昭
7番 星加 廣保	8番 山谷 照夫
9番 渡辺 富久馬	10番 小田 雅二
11番 旗手 恵子	12番 浜頭 勝
13番 堀田 成郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	山 崎 勝 彦
兼 出 納 室 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長	山 岸 直 宏
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
総 務 課 主 幹	齊 藤 美 津 雄
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	山 岸 雄 一
併 総 務 課 主 幹	木 幡 幸 雄
併 総 務 課 主 幹	木 村 正 樹
併 総 務 課 主 幹	坂 田 邦 昭

企 画 課 長	及 川 隆 之
住 民 課 長	楠 本 直 美
住 民 課 長 補 佐	佐 藤 直 美
住 民 課 長 補 佐	山 崎 義 和
兼 住 民 課 長 補 佐	三 浦 直 子
住 民 課 主 幹	西 脇 秀 司
保 健 福 祉 課 長	宝 泉 大 樹
保 健 福 祉 課 長 補 佐	今 村 正 樹
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 所 長	宝 泉 大 子
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	村 上 洋 子
兼 健 康 管 理 セ ン タ ー 長	宝 泉 大 子
健 康 管 理 セ ン タ ー 次 長	三 浦 直 子
健 康 管 理 セ ン タ ー 次 長	雄 谷 幸 裕
保 健 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長	浜 頭 力 美
子 育 て 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	佐 藤 清 ま ゆ み
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 長	成 田 協 優 子
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 副 園 長	西 成 田 ま ゆ み
兼 豊 似 保 育 所 所 長	成 金 石 輝 義
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石 輝 義
兼 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	平 浩 則
農 林 課 長	平 浩 則
兼 町 営 牧 場 長	平 室 谷 直 宏
水 産 商 工 観 光 課 長	前 田 憲 一
建 設 水 道 課 長	三 上 昌 樹
建 設 水 道 課 長 補 佐	北 藤 盛 通
建 設 水 道 課 主 幹	小 川 浩 司
建 設 水 道 課 主 幹	小 前 田 憲 一
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	森 谷 亨 弘
港 湾 課 長	安 岡 伸 弘
港 湾 課 長 補 佐	

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 課 長	菅 原 康 博
管 理 課 長	山 畑 裕 貴
管 理 課 長 補 佐	三 浦 弘 樹
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 岸 達 也

社 会 教 育 課 長	沖 田 一 美
兼 図 書 館 長	沖 田 一 美
兼 海 洋 博 物 館 長	沖 田 一 美

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	今 村 弘 美
事 務 局 長	寺 井 真

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 石 晃 基
事 務 局 次 長	保 坂 一 也
総 務 係 主 事 補	齊 藤 香 月

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和3年第7回広尾町議会臨時会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程に先立ち、諸般の報告をします。
本臨時会には、町長から承認2件、議案1件を受理しております。
次に、説明員ですが、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった当該関係者の出席を求めています。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、北藤利通議員、10番、小田雅二議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

◎日程第3 行政報告

- 1、議長（堀田） 日程第3、行政報告を行います。
町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。
村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 令和3年第7回広尾町議会臨時会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。
行政報告をさせていただきます。
1点目の赤潮被害対策についてであります。
10月臨時会において行政報告いたしました赤潮については、いまだに収束が見られず、広尾町においては、ウニの被害数量108トン、被害総額2億3,000万円となっているほか、秋サケやシシヤモ

の極端な水揚げ不振、今後のホッキ、毛ガニやツブなどへの影響が懸念されているところであります。

今回の被害は、個々の漁業者の経営努力や一町村だけで解決できる問題ではないものと考え、関係町村や関係団体と連携協力を図りながら、国や北海道などへ要望、要請を強化しておりますが、当面の雇用の維持や事業の継続のため、早急な対応が必要な状況であると認識しているところであります。本町における緊急な取組といたしまして、記載にあります支援を行いたいと思っております。

お手元の資料の1ページをお開きください。

1つ目は、漁業支援といたしまして、赤潮被害対策漁業支援資金利子補給であります。

目的は、赤潮の影響により長期的な漁業収入の減少など、漁業経営の資金繰りに大きな影響を受けており、今後の漁業経営の持続を図ることを目的とするものであります。

支援内容といたしまして、赤潮被害対策漁業支援資金利子補給等規則を定め、融資枠総額2億円とし、漁業経営維持のために新たな資金を借り入れる漁協組合員に利子の全額を補給するものです。

貸付期間は1年間の短期貸付けとし、最長5年間、制度を利用可能といたします。

なお、本事業につきましては、本臨時会に補正予算を提出しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次のページの2つ目の中小企業金融支援対策事業であります。

目的は、影響を受けた水産加工等事業者を支援するため、運転資金の融資、利子補給等を行うことで、資金繰り支援とするものであります。

対象資金限度額については、現行は2,000万円以内、それを1,000万円引き上げて3,000万円以内とするものであります。

補給期間は、現行の10年以内であります。

利子補給金の対象者であります。左側の欄の現行に該当する融資対象者で、赤潮被害の影響を受けて一時的に業務の状況が悪化を来し、9月から12月までのいずれか1か月の売上高が前年あるいは前年同月と比較して、15%以上減少している事業者に対して行うものであります。対象の事業者としては、水産加工業者及び主に鮮魚を取り扱う小売事業者のほか、その当該事業者と取引がある事業者といたします。

利子補給の対象額であります。先ほどの条件による貸付額（1,000万円を上限）に対しまして、5年間、利子の全額を補給するものであります。

その他で、本資金による既存融資の借換えは認めないとするものであります。本条件により影響を受けた月の初日以降の貸付けを対象としたいとするものであります。

なお、本事業に係る予算は、現行の予算内で執行するものであります。

今後におきましても、赤潮被害の状況等を注意しながら、漁協や商工会などの関係機関と連携を図ってまいります。

その他の対策といたしまして、本臨時会に赤潮被害に係る生存調査等への補助金に補正予算を提出しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

2点目の新型コロナウイルス感染症経済対策の状況についてであります。

初めに、広尾町地域振興プレミアム付商品券につきましては、プレミアム率50%分を含め、総額9,000万円を発行し、10月17日より販売いたしました。好評により即日完売となったところであります。

販売当日は予想を超える購入希望者となり、長時間並ばれた方々には大変なご苦勞をおかけしたところであります。今後においては、町民の皆様にご不便をおかけしないよう、対策を講じてまいりたいと思っております。

次の3ページであります。1つ目の中小企業緊急経営支援事業給付金につきましては、11月10日に申請を締め切り、予算額2,400万円に対し94件、2,650万6,000円の申請がされたところであります。予算額に対し250万6,000円の不足が生じたことから、専決処分により予算の増額をさせていただき、全件支出することとしております。

申請の主な内訳ですが、飲食業が26件、156万5,000円、小売業が30件、817万4,000円となったところであります。

2つ目のイベント中止に伴う事業者緊急支援事業給付金につきましては、11の事業者が十勝港海上花火大会と毛がにまつり、2つのイベント合わせて17件、170万円の申請があり、予算額と同額であります。いずれの給付金も12月10日までには給付され、事業が完了する予定となっております。

次に、3点目の新型コロナワクチンの追加接種についてであります。

新型コロナワクチンの追加接種に関する国の対応方針がこのほど示され、これを踏まえまして、2回目の接種を終えた方を対象に3回目となる追加接種を実施いたします。

実施につきましては、18歳以上で2回目の接種完了から原則8か月経過した方を対象に、来年1月から順次接種することができるよう準備を進めており、各医療機関における個別接種と国保病院などを会場とした集団接種を予定しております。

また、これに合わせて1回目及び2回目の接種が完了していない方への接種機会の提供も継続いたします。

追加接種の予約につきまして、65歳以上の高齢者の方には、こちらから接種日を指定してご案内し、予約電話をかけずに済むよう配慮するとともに、オンラインの予約システムの導入や2回目の接種完了から8か月経過した方から順次接種券をお送りし、段階的に予約を受け付けるなど、予約時の混雑を解消し、町民の皆さんにご不便をかけないよう努めてまいります。

また、これまでの接種状況であります。

11月25日現在で、接種対象者6,023人に対しまして、1回目の接種を終えた方は5,405人で接種率は89.7%、2回目の接種を終えた方は5,369人で接種率は89.1%となっております。

年代別の接種率につきましては、65歳以上の高齢者の方は1回目が92.3%、2回目は91.7%、40代から60代の方は、1回目が93.8%、2回目は93.5%、20代から30代の方は、1回目が79.8%、2回目は79.6%、12歳以上の10代の方は、1回目が77.2%、2回目は74.6%となっております。

なお、追加接種の記録システムの改修に必要な予算の計上につきましては、特に急を要するため専決処分をさせていただき、後ほど報告いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、4点目の火災の発生についてであります。1件の火災が発生しておりますので、その発生状況について報告いたします。

11月10日水曜日未明、紋別21線127番地において、敷地内の哺育舎として使用するD型倉庫の内部から出火し、倉庫1棟が半焼した建物火災が発生しております。

この火災におきましては、D型倉庫表面積338平方メートルを焼損したもので、死傷者及び隣接建物等への延焼はなく、家畜の被害もありませんでした。

消防職員、団員合わせて23名、車両7台が出動し、同日午前7時47分に鎮火しております。

出火原因及び損害額については、現在調査中であります。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

すみません。訂正をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の経済対策の状況についてであります。

資料の3ページであります。

中小企業緊急経営支援事業の給付金であります。飲食業と小売業でありますけれども、飲食業が26件で「1,056万5,000円」であります。先ほど「156万」と申し上げました。「1,056万5,000円」であります。

大変申し訳ございませんでした。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第4 承認第4号

1、議長（堀田） 日程第4、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

令和3年度広尾町一般会計補正予算（第9号）であります。

次のページの専決処分書であります。

地方自治法の定めにより、専決処分をしたものであります。

令和3年度広尾町一般会計補正予算（第9号）についてでありまして、別紙にお示ししたとおりであります。

専決処分の理由であります。

新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種に向けた記録システム改修予算の計上について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分させていただきました。

処分日につきましては、令和3年10月22日であります。

次のページの令和3年度広尾町一般会計補正予算（第9号）であります。

第1条は、予算の総額にそれぞれ26万4,000円を追加し、76億5,774万5,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の総額でありまして、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

次のページであります。

併せて事項別明細書もお願いをいたします。事項別明細書は3ページであります。

14款2項国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金であります。

5ページの歳出であります。

事項別明細は4ページであります。

4款1項保健衛生費は、システム改修の委託料であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。承認方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより審議に入ります。

本件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決しました。

◎日程第5 承認第5号

1、議長（堀田） 日程第5、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件を専決処分したので、同条第3項の規定により

これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

令和3年度広尾町一般会計補正予算（第10号）であります。

次のページの専決処分書であります。

地方自治法の定めにより、専決処分をしたものであります。

令和3年度広尾町一般会計補正予算（第10号）についてでありまして、別紙にお示ししたとおりであります

専決処分の理由であります。

新型コロナウイルス感染症対策であります広尾町中小企業緊急経営支援事業給付金の申込増による予算の追加計上について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分させていただきました。

処分日につきましては、令和3年11月10日であります。

8ページの令和3年度広尾町一般会計補正予算（第10号）であります。

第1条は、予算の総額にそれぞれ250万6,000円を追加し、76億6,025万1,000円とするものであります。

第2項については、歳入歳出予算の補正でありまして、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページであります。

併せて事項別明細書もお願いいたします。事項別明細書は3ページであります。

まず、歳入であります。

14款2項国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。

次、歳出であります。

事項別明細書は4ページであります。

6款1項商工費は、広尾町中小企業緊急経営支援事業給付金であります。

以上で、説明とさせていただきます。承認方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより審議に入ります。

本件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決しました。

◎日程第6 議案第74号

1、議長(堀田) 日程第6、議案第74号 令和3年度広尾町一般会計補正予算(第11号)についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第74号 令和3年度広尾町一般会計補正予算(第11号)についてであります。

本案は、令和3年度広尾町一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによるものです。

第1条は、補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるものです。

第2条は、債務負担行為の補正でありまして、債務負担行為の追加を第2表でお示しをするものです。

次に、12ページであります。事項別明細書も併せてお願いをいたします。

第1表の歳出予算補正の歳出であります。事項別明細書は2ページであります。

5款3項水産業費につきましては、浅海域試験効果調査事業補助金233万円の追加及び先ほど行政報告いたしました利子補給補助金12万3,000円の追加であります。

併せて議案資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

浅海域試験効果調査事業につきましては、補正後の表の下段に太枠で記載しております赤潮被害調査費用300万円を追加し、あわせて、既存の事業内容を見直しまして233万円の追加補正であります。

12款1項予備費は、全体予算を調整するものです。

次に、議案の13ページをお願いいたします。

第2表で債務負担行為補正の追加であります。

先ほど行政報告いたしました利子補給補助金の令和4年度分であります。制度は最長5年となっておりますが、借入れの翌年度に全額償還するため、債務負担行為は令和4年度までとなっているところであります。

以上で、説明とさせていただきます。議決方よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

申し上げます。本案については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することいたします。

これより審議に入ります。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第74号 令和3年度広尾町一般会計補正予算(第11号)についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

1、議長(堀田) 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長(堀田) これにて令和3年第7回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時23分